平成２５年（フ）第４０２号
東京都八王子市南陽台１丁目19番５号
債務者　豊楽株式会社
代表者代表取締役　波里　圭子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　祐志
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２１１号
静岡県浜松市中区上浅田２丁目６番21号
債務者　有限会社今井電機商会
代表者代表取締役　今井　信雄
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　道也
4　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午後４時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
京都市南区東九条西河辺町26番地
債務者　合名会社松宮金属精工所
代表者代表社員　松宮　俊朗
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小槻　浩史
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
栃木県那須塩原市豊浦16番37号
債務者　株式会社那須食品
代表者代表取締役　益子　昭彦
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室井　淳男
4　破産債権の届出期間　平成25年７月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前11時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第９４号
茨城県筑西市関本中1519番地
債務者　森種苗株式会社
代表者代表取締役　森　　信明
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　志村　和俊
4　破産債権の届出期間　平成25年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前11時30分
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１９３７号
大阪府豊中市原田中１丁目18番３号
債務者　株式会社小原鉄工所
代表者代表取締役　西村　和郎
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村治　規行
4　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８号
新潟市中央区四ツ屋町１丁目2991番地
債務者　株式会社金子食肉店
代表者代表取締役　金子　　實
1　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　祐郁
4　破産債権の届出期間　平成25年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０８４号
大阪府豊中市箕輪１丁目11番16―302号
債務者　株式会社アドウイングＯＳ
代表者代表取締役　渡邉　敏子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三好　吉安
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２１１号
北九州市門司区西新町２丁目８番22号
債務者　前田　知則
1　決定年月日時　平成25年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓼沼　一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３９号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊４―８―６―205、住民票上の住所北九州市若松区二島３丁目２番36―306号
債務者　原野　景之
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古野浩一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０３号
大阪府泉大津市松之浜町２丁目16番20号
債務者　新潟　言仁
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２６２号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊６丁目８番33号
債務者　坂田　智子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　破産債権の届出期間　平成25年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２５号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山35番地１
債務者　澁谷　　馨
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒　裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地615番地３
債務者　矢野　幹男
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第２４号
愛媛県今治市玉川町長谷甲901番地
債務者　大河　久志
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　破産債権の届出期間　平成25年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
松山地方裁判所今治支部